

○田川地区清掃施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

昭和 58 年 8 月 1 日

条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第 2 条 懲戒処分としての戒告、減給、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 日以上 1 年以下の期間、給料月額（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額（時間外勤務手当及び特殊勤務手当の額を除く。））」の 3 分の 1 以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 1 年以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第 5 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第8号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。